### 最新判決情報

2023 年

[6月裁判所 HP 公開分]

#### ●UNBRAKO 事件

知財高裁 令和5年5月31日

令和 4(行ケ)10074 審決取消請求事件

当事者 原告: ディーパック ファスナーズ (シャノン) リミテッド

被告:Y

対象 本件商標

商標

UNBRAKO (標準文字)

引用商標1

**Unbrako** 

結論 引用商標周知でない、

本件商標公序良俗に反しない (商標法4条1項11号・19号・ 7号非該当) 判決要旨:

平成 17~19 年までの間、「Unbrako」の「六角穴付きボルト」の広告が業界誌に掲載され、同商標が一定程度認識されていたことは認められた。しかし、平成 20 年以降、本件商標の登録査定時までの間、「Unbrako」又は「アンブラコ」が使用されていたことが証拠上認められるのは、「金属産業新聞」のあいさつ広告にとどまるなどとして、引用商標は本件商標の登録出願時及び査定時において、需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないとされた。

また、外国で需要者の間に広く認識されていたことも認められなかった。

さらに、本件商標は原告等に対する背信行為により登録されたと認めることもできないとされた。

#### ●REIGN 事件

知財高裁 令和5年6月22日

令和 5(行ケ)10017 審決取消請求事件

当事者 | 原告:レイン ビヴァレッジ

カンハ<sup>°</sup>ニー エルエルシー

被告:特許庁長官

対象 商標 本願商標



引用商標

RE!GN

結論

類似(商標法4条1項11号)

判決要旨:

本願商標は、図形部分と文字部分の間に空白部分があり、視覚的に分離、独立した印象を与えるなどとして、「REIGN」の部分を要部として抽出したうえで、引用商標の「!」も「I」又は「i」と読ませる意図が明らかであるとして、それぞれ外観において近似し、称呼及び観念を共通にするため類似すると判断された。

#### コメント:

本願商標の要部「REIGN」及び引用商標それぞれの検討において、いずれも特定の観念を生じないとされているものの、類否判断においては、観念が共通するとされている。

## ●五輪事件

知財高裁 令和5年5月22日			
令和 4(行ケ)10065 審決取消請求事件			
当事者	原告: X1、X2、X3	判決要旨:	
	被告:コミテ アンテルナショナル	株式会社 Olympic グループの構成企業が、引用商標	
	オリンピック	「Olympic」の下で複数の事業を展開した結果、引用商標は他	
	1 // 1	人の業務に係る役務(第 41 類)を表示するものとして需要者	
対象	本件商標	の間に広く認識されるに至っている(商標法4条1項10号)と	
商標	<b>五輪</b> (標準文字)	の主張に対し、原告の挙げる証拠からはこれを認めることがで	
	引用商標	きないなどとされた。	
	Olympic	コメント:	
	オリンピック	原告の主張は多岐にわたり、上のほか、手続違背、3条1項	
		柱書、3条1項2号、4条1項6号、4条1項7号に基づく	
結論	無効理由なし(商標法 4 条 1 項 10 号等)	在書、3 宋 1 頃 2 号、4 宋 1 頃 0 号、4 宋 1 頃 7 号に基 3、 主張をおこなったが、いずれも認められなかった。	

# ●Pioneer 事件

●Pioneer 争作			
東京地裁 令和5年3月27日			
令和 4(ワ)18610 商標権に基づく差止請求権不存在確認請求事件			
当事者	原 告 : オンキヨーホームエンターテイメント(株)	判決要旨:	
	破産管財人 A	破産会社は、本件商標権の通常使用権契約を締結して本	
	被 告 : パイオニア(株)	件商標を付したが、その後同契約を解約し、引き続き在庫	
対象	本件商標	商品を販売できるとの合意の期間 6 か月も既に経過したた	
商標		め、原告が今後、本件商標を付した在庫商品を販売すれ	
	Pioneer	ば、本件商標権の侵害と認められると判断された。	
		コメント:	
		使用許諾期間中に本件商標を付した商品を販売すること	
		は、出所表示機能、品質保証機能を害さず、実質的違法	
		性を欠く、との原告の主張に対し、本件商標の使用にあた	
		っての遵守事項を定めた本件使用許諾契約が解約された	
		ことにより、破産会社又は原告がこれに従う法的根拠が失	
		われ、被告は本件在庫商品の品質管理を行い得る立場に	
		ないことになるから、原告が在庫商品を販売することは、本	
		件商標の出所表示機能及び品質保証機能を害するといえ	
結論	侵害(商標法 36 条 1 項)	る、と裁判所は述べている。	

### ●十字図形事件

東京地裁 令和5年4月27日

令和 3(ワ)13895 損害賠償請求事件

当事者

原告:ヴェンガー エス アー

被告: TRAVELPLUS INTERNATIONAL(株)

対象 商標

結論

本件商標



被告標章



侵害(商標法 38 条 3 項等)

判決要旨:

本件商標と被告各標章は、かばん製品に係 る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察す ると、その中心的かつ全体的構成を占める図 形の共通形状に照らし、商品の出所につき 誤認混同を生ずるおそれがある、本件商標と スイスの国旗は中心的かつ全体的構成を占 める図形の形状及び色彩において明らかに 相違し、同一又は類似の商標に該当するも のと認められない(=商標法4条1項1号非 該当)、などとして原告の請求が一部認容さ れた。